管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者　岩　中　　督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「100分の108」を「100分の110」に改める。

様式第十九号の二(二)中「平成」を削る。

様式第二十号(一)中「平成」を削る。

様式第二十号(三)中「平成」を削る。

様式第二十八号(一)中「平成」を削る。

様式第六十二号を次のように改める。

様式第六十二号

決定者印

予　定　価　格　調　書

年　　月　　日

予定価格を次のとおり決定する。

予定価格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（※予定価格の100／108（又は100／110）　　　　　　　円）

（最低制限価格　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（※最低制限価格の100／108（又は100／110）　　　　円））

記

給付の内容

数　　量

参 考 価 格

備考　1　※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。

2　「給付の内容」欄には、物の購入に係る場合はその品目を、役務の提供に係る場合はその役務の種類を記入すること。

3　「参考価格」欄には、設計額、調査によって得た見積額等を記入すること。

4　記以下の項目の記入は、補助者が行うこと。

5　この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

１　この規程による改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。

２　改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。